（別紙第３号－１様式）

指定糖売渡し及び買戻し申込書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 　殿

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 通知者  名　称 | 輸入申告者  氏名（名称） | 申込者  住所  名称  役職・氏名 |

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により指定糖を売り渡し、かつ、買い戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び指定糖売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平均輸入価格 | 平均輸入価格の適用期間 | 輸入申告をする税関名  （支署又は出張所） | 輸入申告年月日 | 輸入申告番号 | 保税地域  （コード） | 売買差額合計 |
| 円 | 月　日から　月　日まで |  | 令和　　年　　月　　日 |  |  | 円 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 種類 | 統計品目番号 | 売買数量  （輸入申告数量） | 売渡価額 | | 買戻価額 | | 売買差額 | 関税の課税標準  となるべき価格 | 原産地 | － | 適用 |
| 単価 | 金額 | 単価 | 金額 |  |  |
| 1 |  |  | M/T | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |
| 2 |  |  | M/T | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |
| 3 |  |  | M/T | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |
| 4 |  |  | M/T | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |
| 5 |  |  | M/T | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 担保区分 | □特定担保  □根担保　（担保番号：　　　　　　） | 納付方法 | □担保金充当　　□個別納付　　□個別納付（延長）　　□一括納付 |

指定糖の買入れ及び売戻し承諾書

申込者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　承諾番号

名　　称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　月　日

役職・氏名　　　　　　　　　　　殿

上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより指定糖売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

独立行政法人農畜産業振興機構　理事長 　　　（印）

（注）電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

指定糖売渡し及び買戻し申込書の記載注意

１　「通知者」は、売渡等申込者が農林水産大臣の定める数量の通知を受けた者と異なる場合に当該通知を受けた者を記載すること。

２　「輸入申告者」は、売渡等申込者が輸入申告をする者でない場合のみ記載すること。

３　「種類」は、別表１に掲げる指定糖の分類（粗糖、高糖度原料糖、精製糖、氷砂糖、角砂糖、特殊糖、混合糖）を記入すること。

４　「統計品目番号」は、別表１に掲げる指定糖の統計品目番号を記入すること。

５　「売買数量（輸入申告数量）」の記載は、Ｍ／Ｔ単位とし、小数点（Ｍ／Ｔ）以下第３位までとすること。

６　「売渡価額の単価」は別表３に基づき算出すること。

７　「買戻価額の単価」は別表４－１又は４－２に基づき算出すること。

８　「売渡価額の金額」は「売渡価額の単価」に「売買数量（輸入申告数量）」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。

９　「買戻価額の金額」は「買戻価額の単価」に「売買数量（輸入申告数量）」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。

10　「関税の課税標準となるべき価格」は、輸入申告書の申告価格（ＣＩＦ）の千円未満を切り捨てた価格を記入すること。なお、従量税品が適用される指定糖にあっては「―」を記入すること。

11　要領第４条第５項第10号、第11号及び第12号に規定する条件付き売買契約に係る申立書及び同意書を添付する条件付き売渡し及び買戻しの申込みの場合は、適用欄に「条件付き」と記載し、納付方法は選択しないものとすること。